

壬生町立南犬飼中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて、以下のとおり、学校を挙げて取り組みます。

また、「生徒一人一人が認められ、所属感を実感できる学校」をめざして「犬中いじめストップアクションプラン」を作成し、教職員、生徒、家庭・地域の三者の連携・協力の下いじめゼロに向けアクションを起こします。

2 未然防止・早期発見・早期対応に向けて

(1) 未然防止

- 生徒が意欲を持って教育活動に取り組めるよう、「犬中学びの基本」「学業指導」の充実に努めます。
- 生徒に対し、いじめを自分の問題ととらえさせ「許さない心」「起こさない力」を育成するために、心の教育を充実させます。
- 教職員は、自らの言動に責任をもち、人権感覚を磨いて、指導に細心の注意を払います。

(2) 早期発見

- いじめは気付きにくいところで行われていることを認識し、生徒の行動をよく観察し、生徒の声に耳を傾け、些細な変化も見逃さないようにします。
- 生徒や保護者との信頼関係の構築に努め、相談の窓口を明確にして、相談しやすい体制を整えます。

(3) 早期対応・解決

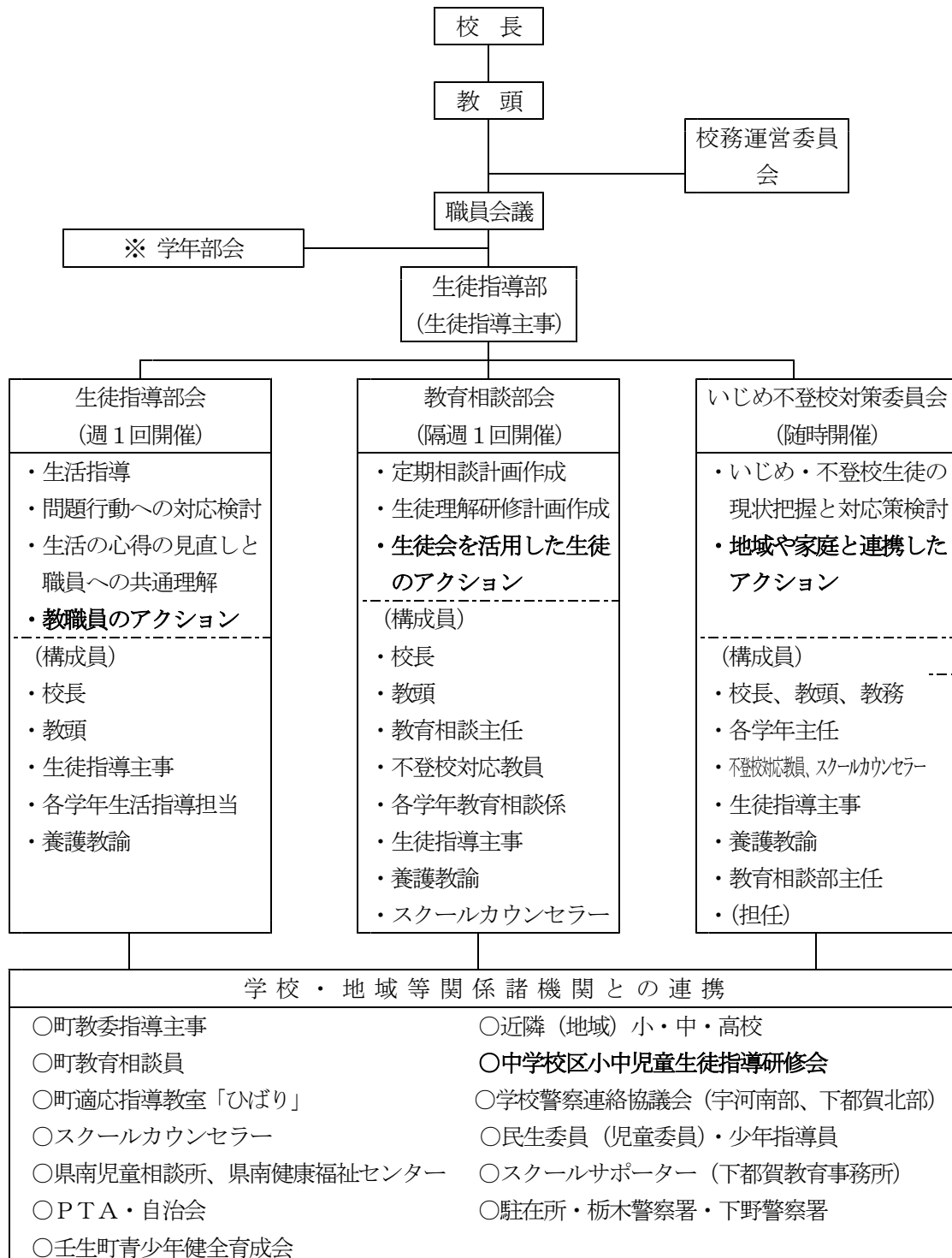
- いじめを把握した場合には、教職員が一丸となり学校を挙げて組織的な対応をします。
- 対応は共通認識・理解の下、いじめられた生徒や保護者の立場に立って行います。
- いじめられた生徒を徹底して守ります。
- いじめをやめさせることだけで解決とせず、事後指導が大切であることを理解し二度と加害者にならないように心の指導の充実を図ります。
- 被害者・加害者双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たし、学校と保護者が協力して問題の解決に取り組めるように努めます。

※別紙、「犬中いじめストップアクション」により様々なアクションを起こします。

いじめ対策組織について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に資するため、教職員は下記の組織で対応にあたり、いじめ対策に取り組みます。また、このいじめ防止基本方針に関しては、本校のホームページに掲載します。

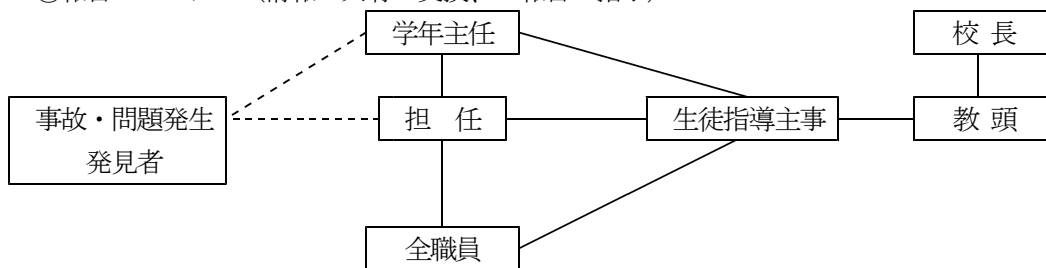
(1) 組織



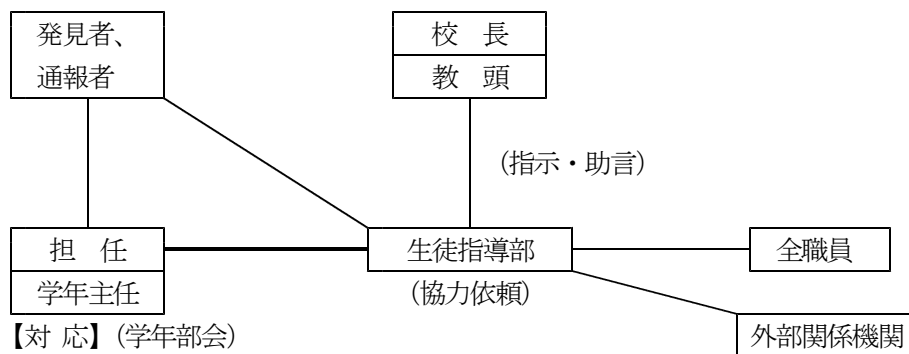
※組織的な指導・支援の中心として対応に当たるのは学年部会
(別紙「対応の基本的流れ」参照)

(2) 情報連絡系統

①報告のシステム (情報の共有・交換、報告・指示)



②事故・問題発生時の対応システム

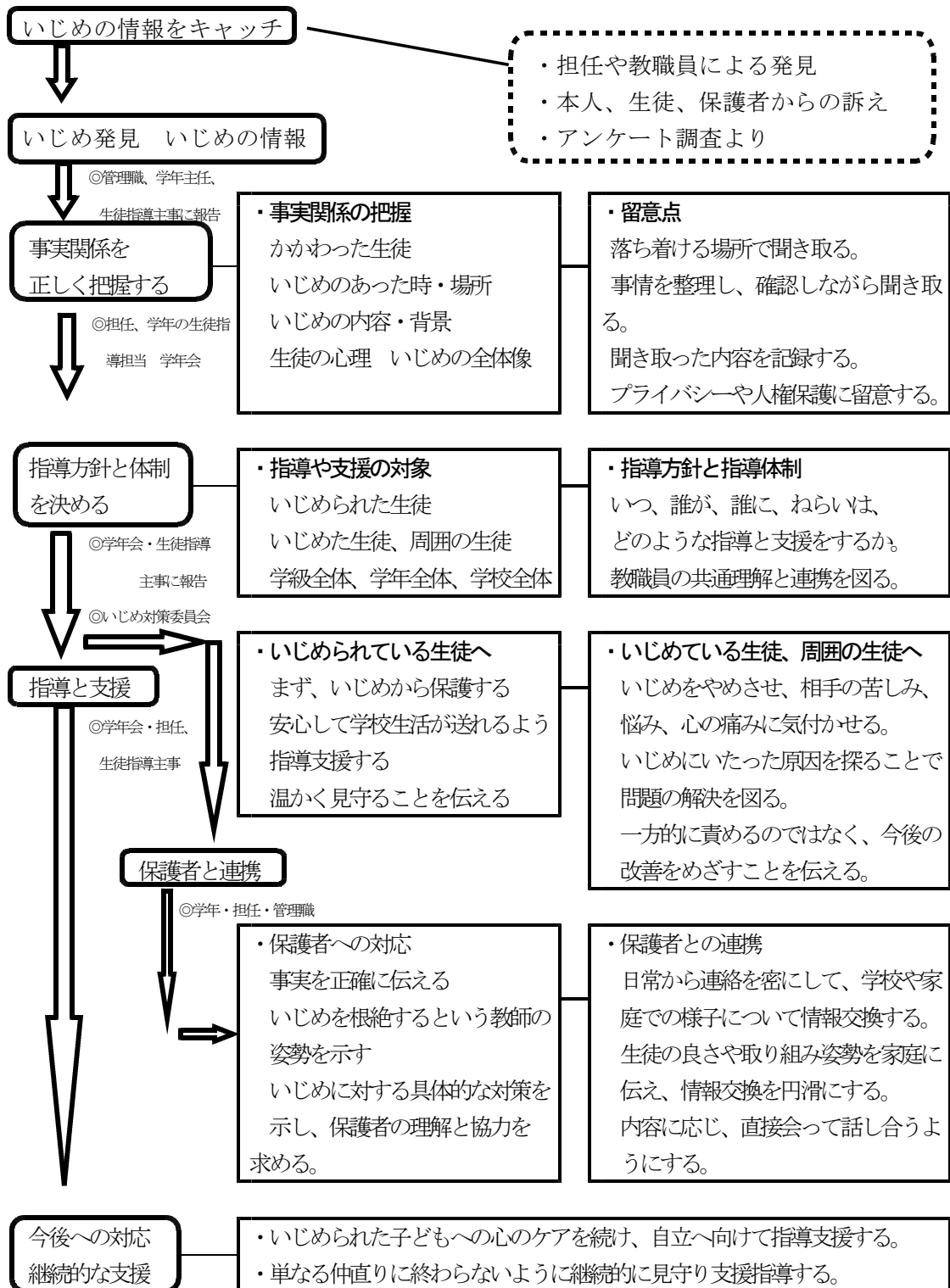


4 具体的対応について

いじめ問題に対しては、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、次の「対応の基本的流れ」に沿いながら、学年部会を中心に組織的な対応をするとともに、「いじめ対応十箇条」を念頭にきめ細かな対応にあたり、問題解決に努めます。

(1) 「いじめ」への対応の基本的流れ

- いじめが疑われる行動や様子、いじめ発見からその対応について



(2) 犬中いじめ対応11箇条

- 加害者には、人権侵害であり絶対に許されない行為であることを毅然たる態度で指導する。
- 早期発見、早期対応が重要である。
- 被害者が否定してもいじめを疑う。
- 被害者を加害者から守る。
- 加害者は巧妙に正当化する傾向にあることを踏まえ、正確な事実関係の把握に努める。
- 被害者と加害者が同じグループの場合いじめの見極めが難しく見逃しやすい。
- なぜいじめをしたのかを加害者に振り返らせ、繰り返すことを防止する。
- 周囲の「傍観者」も忘れずに指導する。
- 組織的に対応する。
- 暴力や恐喝については、警察への通報など法的対応を躊躇しない。
- 教職員が、いじり、からかいのないように言葉に気をつける。

※この11項目をチェックしながらいじめ問題に対応する。

(3) 関係機関との連携した対応

- 「南犬飼中学校区いじめ問題対策委員会」との連携
 - ・「親子メッセージ事業」による心の指導の充実を図ります。
 - ・いじめ防止に向けた協議や情報交換を行い、防止対策に取り組みます。
- 県南児童相談所との連携
 - ・ケース会議を開催し、適切な指導・対応策案を協議します。
- 相談機関等との連携
 - ・スクールカウンセラーや教育相談機関等への相談を積極的に推進し、いじめに関する専門的な支援が受けやすい環境を作ります。
- 警察との連携
 - ・ネットいじめに関することは警察との連携を図り対応します。
 - ・財産や生命の危機が考えられる暴力・窃盗・恐喝などについては、躊躇することなく警察との連携を図り対応します。
- 壬生町教育委員会との連携
 - ・報告、連絡、相談を密にし、適切な対応ができるよう指導・助言をもらいます。
 - ・必要に応じ、校内の「いじめ不登校対策委員会」に出席を要請し、指導・助言をもらいます。
- P T Aとの連携
 - ・重大事案の場合は、当該生徒、保護者に十分配慮して、すべての保護者対象に説明会を実施します。

5 具体的対策について

(1) 未然防止対策

- 教育相談係を中心に相談に関する啓発を行い、相談しやすい体制を作ります。
- 週1回の生徒指導部会の開催により、スクールカウンセラーや養護教諭などとも情報を共有し指導に当たります。
- 年に2回教育相談、1回三者懇談を全生徒に行うことにより、生徒の内面に触れいじめの未然防止に努めます。
- 道徳の時間を中心に、心を育てる指導を継続し、善悪の判断や、思いやりの心を育て、未然防止につなげます。
- 学校だよりや人権に関する通知などを通して、いじめはいけないことであることやネットでの誹謗や中傷もいじめであることを周知し、保護者の協力ををえられるように啓発に努めます。
- 「犬中いじめゼロ集会」を開催し、生徒による生徒に対する啓発活動を行います。
- 関係職員が協議し、企画・立案していじめゼロを目指して取り組みます。

(2) 早期発見対策

- 生徒の声に耳を傾け、些細な変化に気付くように観察し早期発見に努めます。
- 生徒に「いじめは許さない！」という毅然とした態度を見せ、いじめを教職員に知らせることは正義であることを生徒に伝えます。
- 「いじめに関するアンケート」を6月と11月と2月の年3回実施し、発見に努めます。
- 「傍観することもいじめである」ことを認識させて、いじめを見逃さない環境を作ります。
- 担任と養護教諭・スクールカウンセラーとの情報交換を適宜行います。

(3) 早期対応・解決

- 「生徒指導部会」と「学年部会」が連携を図り、「学年部会」が中心となり解決いじめ問題の解決に向けて対応にあたります。
- いじめられている生徒とその保護者に対する支援を行います。
 - ・学校として生徒を守り通すことを伝えます。
 - ・解決が図られるまで、継続した支援体制・相談体制を構築します。
- いじめた生徒とその保護者への指導と助言を行います。
 - ・いじめは許されないこと、相手の心の痛みに気付かせます。
 - ・いじめの背景を考慮しながら継続的に指導をします。
 - ・生徒のため学校と保護者が協力して、二度といじめを起こさないようにします。
- 傍観者に対し、「いじめの観衆になることもいじめに荷担している」ということを指導し理解させます。
 - ・いじめは絶対に許されないことであることを理解させます。
 - ・いじめを自分の問題としてとらえさせる指導を行います。
 - ・傍観することは「いじめを助長する行為」であり、いじめと同様であることを理解させます。

(4) ネットいじめ対策

- 学級活動や講演会を通して、「情報モラル教育」の充実を図ります。
- 個人情報等の掲載、特定人物などへの誹謗中傷をさせない指導を徹底します。
- インターネットやSNSを介したいじめについて保護者への啓発を行います。

6 犬中いじめストップアクションプラン

「犬中いじめストップアクションプラン」に基づき、生徒、家庭・地域、教職員の三者が連携協力して、いじめ防止対策に関するアクションを起こします。

— いじめの未然防止、早期発見、早期対応 —

目指す学校

生徒が育ち、教職員が協働し、保護者や地域と連携する学校

現状と課題

- ・自己肯定感が十分に育っていないので自分に自信がもてない。
- ・相手の気持ちを考えた言葉遣いや行動ができないときがある。

教職員のアクション

- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践。
 - ・職員会議、学年会議、生徒指導部会、教育相談部会、特別支援教育部会、いじめ不登校対策委員会などを通して、常に生徒の情報を交換し、問題を未然に防ぐ。
- 生徒のメッセージ、SOSを見逃さない。
 - ・授業中だけでなく、登下校指導、給食指導、清掃指導などあらゆる場面で生徒と多くの関わりをもち、信頼関係を築くとともに、人間関係の変化を見取る。
- いじめ情報の徹底調査。
 - ・年間を通して定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめに発展する前に情報を把握する。また、調査の形式や方法を常に見直し、生徒の実態に即していじめが早期に発見できるよう改善する。

犬中いじめ ゼロ宣言

生徒のアクション

- いじめのない明るく楽しい学校・学級づくり
 - ・学級活動、道徳の時間や行事等で互いの良さを認め合える集団づくりに努める。
- 生徒会活動によるいじめ根絶運動の推進
 - ・生徒会本部役員や生活委員会を中心に、いじめ根絶の呼びかけやポスター作成・掲示を行い、意識を高め合う。
 - ・「黄色リボン運動」集会を開催し「犬中いじめゼロ宣言」を生徒全員で行う。

家庭や地域と連携したアクション

- 中学校区いじめ問題対策委員会との連携
 - ・校区小学校や地域の代表者をメンバーとする委員会を開催し、いじめ対策を協議する。
- 学校の各種通知による対策情報の発信
 - ・家庭や地域への各種通知を通して、いじめに関する学校の取組や情報を紹介する。
- 地域行事への積極的参加
 - ・生徒のボランティア活動への参加を奨励し活躍の場面をもたせるとともに、地域の方との温かな人間関係づくりに取り組ませる。
- 小中学校との連携
 - ・いじめについて、発達段階に応じた指導をしていく。

7 いじめに関する年間計画

4月	・生徒理解のための校内研修(配慮生徒)
5月	・生徒理解のための教育相談 ・第1回Q-Uテスト ・ケース会議の開催 ・家庭訪問 ・南犬飼中学校「いじめゼロ集会」
6月	・いじめに関するアンケート(1回目)
7月	・三者面談(全学年)
8月	・三者面談(全学年)
9月	・生徒理解のための教育相談
11月	・小中連携事業(新入生説明会) ・いじめに関するアンケート(2回目) ・第2回Q-Uテスト
12月	・人権週間(DVD視聴)
2月	・生徒理解のための教育相談 ・いじめに関するアンケート(3回目) ・親子メッセージ(2年:立志記念行事)
3月	

- ※ 生徒指導部会実施(週1回)
- ※ 教育相談部会(隔週1回)
- ※ 人権教室(年1回)
- ※ 携帯・スマートフォン・SNSなど情報モラル講演会(年1回)
- ※ いじめが発生した場合のいじめの防止対策指導(随時)
(具体的な対処方法を示す。寸劇など)